

倉吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第18号

倉吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年倉吉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前		
別表（第2条関係） 消防団員退職報償金支給額表				別表（第2条関係） 消防団員退職報償金支給額表		
階級	略	勤務年数		略	勤務年数	
		30年以上35年未満	35年以上		30年以上	
団長		979,000円	1,079,000円		979,000円	
副団長		909,000円	1,009,000円		909,000円	
分団長		849,000円	949,000円		849,000円	
副分団長		809,000円	909,000円		809,000円	
部長及び班長		734,000円	834,000円		734,000円	
団員		689,000円	789,000円		689,000円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。